

# ホスティングサービス約款

## 第1条 (約款の適用)

このホスティングサービス約款(以下、「本約款」という)は、株式会社イエスウィキャン(以下、「当社」という)が提供するホスティングサービス『YFMcIoud』(以下、「本サービス」という)に適用されます。

## 第2条 (サービスの内容)

- 本サービスは、当社が提供するサーバーへ利用者が接続して利用する FileMaker に特化したクラウドサービスです。
- 以下のサービスのご利用が可能です。また下記以外のサービスはオプションで追加していただくか、もしくはご利用自体ができません。
  - FileMaker Pro を利用してのファイルのアップロード
  - FileMaker Server Admin Console を利用してのバックアップスケジュールの設定
  - FileMaker Server をホストとしての FileMaker ファイルの利用 (※一部機能を除く。ご利用できない一部機能は別途記載いたします。)
  - FTP を利用してのFileMaker 関連フォルダ(データベース、バックアップ等)へのアクセス
  - 当社指定のサービス・アプリケーションを使用したVPN通信

## 第3条 (利用申し込み)

- 本サービスの利用希望者は、本約款の内容を承諾の上所定の申込書を当社へ提出し、当社が受理することによって申込んだものとします。
- 前項の申し込みを行うことによって、本サービス利用申込者(以下、「お客様」という)は、本約款の条項に拘束されることに承諾されたものとします。
- お客様は、本サービスを利用することとなる全ての者に対し、本約款の内容を遵守させるものとします。万一本約款に違反する利用がなされた場合、当社はおお客様の利用資格を取り消すことができるものとします。

## 第4条 (利用料金のお支払方法)

- お客様は、本サービスの利用対価として、サービス利用料金を当社に支払うものとします。
  - 利用料金のお支払いは、利用月の翌月4日にご指定の口座より引落いたします。指定日にご指定の口座より引落ができず、かつ、指定日以降10日以内に弊社指定口座にお振込みいただけなかった場合は、サービスの提供を停止することができるものとします。※請求書を紙面で発行する場合は、1通ごとに別途発行手数料をご負担いただきます。
  - 利用開始日より30日間は無料試用期間となります。但し、無料試用期間中に解約した場合でも、初期費用(サーバー及びVPN)及びSSL証明書の使用料(月額プランの場合は初月使用料、年額プランの場合は1年間の使用料)、無料試用期間終了後の月額使用料(※)を全額ご請求させていただきます。
- ※解約手続きは30日前となっております。解約日が無料試用期間終了日以降になる場合は、無料試用期間終了日から解約日までの月額利用料(全額)をご請求します。
- ご契約のプランを変更される場合には、変更を行う月の翌月4日に、変更後プランの初期費用の半額をご請求させていただきます。

## 第5条 (サポート及びメンテナンス)

本サービスに関するサポートは土日祝日を除く平日午前10時から午後6時までとします。なお、年末・年始、夏季等の特別休暇については、当社規定に基づき定めた上で通知いたします。メンテナンスの日時及び内容については、当社が別途定めるメンテナンス内容に添うものとします。サーバーの停止を伴うメンテナンスにつきましては、事前にお客様へ実施日を通知いたします。

## 第6条 (禁止行為)

- ご利用にあたり、以下の行為を禁止しております。
  - 特に定める場合を除き、他の第三者に対し、本サービスの再使用許諾及び貸与あるいは譲渡すること
  - FileMaker及びそれに付随するソフトウェア及びデータ以外の設置及び格納
  - 当社及び第三者の設備や通信等の利用若しくは運営に支障を与える行為又は与える恐れのある行為
  - 法令又は公序良俗に反する行為
  - 犯罪行為又は犯罪行為に結びつく恐れのある行為
  - 前各号に記載する他当社が不適切と判断する行為
- 当社は、お客様が前項の禁止行為を行っているかと判断した場合は、直ちに無催告で本サービスの提供を停止することができるものとします。

## 第7条 (解約)

- 本サービスの解約を希望される場合は、当社までその旨ご連絡ください。所定の解約届をお送りしますので、必要事項を記入し、解約ご希望日の30日前までに弊社に到着するようお送りください。解約届に記載されている解約希望日にサービスを停止いたします。解約日が月途中の場合でも、解約月の利用料金を全額ご請求させていただきます。
- SSL証明書の企業認証タイプ(年額)をご利用の場合、年度中の解約でも残金の返金はいたしません。また証明書を使用する権利はイエスウィキャンにあり、権利を譲渡することはいたしません。
- ご利用のファイル及びデータに関しましてはお客様のご責任において解約日までにダウンロードし、保管をしてください。

## 第8条 (守秘義務)

- 当社は保守作業上必要な場合、もしくはお客様の依頼に基づく特定の場合を除き、お客様のシステムへのアクセス及びデータを取得しないものとします。
- 当社は前項で規定する状況においてアクセスして知り得た情報や取得したデータは第三者へ漏えいすることはないものとします。但し、お客様の依頼または承諾に基づく場合、及び当局に対する捜査協力義務が生じた場合はこの限りではありません。

## 第9条 (免責事項)

- 当社は、次の各号に定める事由によりお客様へ発生した損害については、法律上の請求原因の如何を問わず、賠償の責任を負わないものとします。
- 天変地異、法令の制定改廃、暴動、その他不可抗力により生じた損害
  - 当社の故意によらないデータの損失及び漏えい等による損害
  - 本サービスが、お客様の意図した目的に適合しなかったこと(例えば、期待する通信速度やパフォーマンスにそぐわない場合)により生じた損害
  - その他当社の責めに帰すべからざる事由により生じた損害

## 第10条 (損害賠償)

当社の故意の過失により本サービスが停止し、そのことによりお客様が重大な損害を被った場合については、当社がお客様から受領した月額使用料1ヶ月分を上限として損害賠償の請求に応じるものとします。

## 第11条 (反社会的勢力の排除)

- 当社及びお客様は、現在及び将来にわたって暴力団、暴力団の構成員、暴力団関係企業、その他反社会的勢力でないことを表明し保証するものとします。
- 当社及びお客様は、暴力的又は脅迫的な行為、法的な責任を超えた不当な行為、その他これらに準ずる行為を行わず、又は第三者をして行わせしめないことを表明し保証するものとします。
- 当社及びお客様は、前項に定める表明保証に反した場合は、直ちに契約を解除できるものとします。

## 第12条 (準拠法及び裁判管轄)

- 本約款の準拠法は、日本国の法令とします。
- 本約款に関する訴えにつきましては、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。

## 第13条 (本サービスの廃止)

当社は、業務の都合上により、お客様に対して提供している本サービスの全部または一部を廃止することがあります。本サービスの廃止を行う場合には、その一ヶ月前までにその旨を通知いたします。

## 第14条 (本約款の改定)

当社は、本約款の改定をお客様の承諾なく変更、改訂できるものとします。ただし、変更、改訂する場合にはお客様に対し変更、改訂に関する通知を行うものとします。

## 附則

- 本約款は2016年5月11日より実施します。
- 2015年8月現在 YFMcIoud にてご利用いただけないFileMakerの機能
  - オブジェクトデータの YFMcIoud 上への参照保存※
  - インタラクティブコンテンツのプログレッシブダウンロード機能
  - Webビューアを利用した YFMcIoud 上のファイルの表示※
  - WebDirectでのブラウザ上でのインタラクティブコンテンツ再生
  - 管理者パスワードのないファイルの公開 (FileMaker 15 のみ)※YFMcIoud以外に保存しているデータは参照可能です。
- セキュリティや正常運用を保つために、定期的にメンテナンスをおこないます。メンテナンスは以下の内容を弊社が指定する平日または日曜日10:00~18:00の間で実施致します。サーバーの停止を伴うメンテナンスについては、事前にお客様に日程のご連絡を致します。

### 【通常の保守作業】

- サーバー環境の状態の確認
- サーバー環境ログの確認
- バックアップの確認

- FileMaker Server ログの確認

上記内容を定時に実施いたします。

### 【サーバーの停止を伴うメンテナンス】

- FileMaker Server のアップデート
- 弊社サービス運用に必要な、セキュリティパッチ等のインストール
- サービス運用環境のチェック/メンテナンス
- サーバー再起動

上記内容を3ヵ月から6ヵ月に1度実施することとします。メンテナンス実施中は、お客様のご利用を停止していただくこととなりますので、実施日については事前にご連絡いたします。